

《新型コロナウイルス感染症にかかわる出席の取り扱いについて》改訂版

1. 本人に風邪症状等がある場合

発熱の有無にかかわらず、「出席停止」扱い。

2. 同居する家族に風邪症状等がある場合

登校することが可能です。出席停止にはなりませんので、欠席の場合は「欠席」扱い。

※同居する家族に風邪症状等がある場合等で、感染が不安で休ませたい場合は学校に相談してください。合理的な理由であると校長が判断した場合には、欠席とはなりません。

3. 生徒本人が濃厚接触者に該当、もしくは疑いがある場合

(1) 生徒本人が「濃厚接触者」となる可能性がある場合

→ 濃厚接触者かどうか判明するまで登校しない。「出席停止」扱い。

(2) 生徒本人が「濃厚接触者」となった場合

→ PCR 検査の結果が判明するまで登校しない。「出席停止」扱い。

※ 結果が陰性だった場合

→ 保健所から指示された健康観察期間中は登校しない。「出席停止」扱い。

なお、健康観察期間後は、本人の体調がよければ登校可能とする。

(3) 生徒本人がPCR検査で陽性となった場合

→ 保健所より指示された期間中は登校しない。「出席停止」扱い。

その他、保健所の指示に従って対応を行う。

(4) 生徒本人が「濃厚接触者」ではないが、風邪症状などによりPCR検査を受けた場合

→ 結果が判明するまで登校しない。「出席停止」扱い。

※ 結果が陰性だった場合

→ 本人の体調がよければ登校する。

なお、本人・保護者の意向で欠席する場合も「出席停止」扱いとする。

※ 陽性だった場合、2 - (3) に記述の通り対応する。

4. 同居家族等が濃厚接触者に該当、もしくは疑いがある場合

(1) 同居家族等が「濃厚接触者」となる可能性がある場合

→ 濃厚接触者かどうか判明するまで登校しない。「出席停止」扱い。

(2) 同居家族等が「濃厚接触者」となった場合

→ 同居家族等のPCR検査結果が判明するまで登校しない。「出席停止」扱い。

※ 結果が陰性だった場合

→ 生徒の体調がよければ登校可能とする。

なお、本人・保護者の意向で欠席する場合、「出席停止」扱い。

(3) 同居家族等がPCR検査で陽性だった場合

→ 生徒本人が「濃厚接触者」となった場合、保健所から指示された期間中は登校しない。「出席停止」扱い。

その他、保健所の指示に従って対応を行う。